

「TOKYO子育て応援幼稚園」シンボルマーク取扱要領

平成30年8月31日30生私行第2382号決定

(目的)

第1 「TOKYO子育て応援幼稚園」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を活用することにより、広く都民に情報発信すること等を通し、「TOKYO子育て応援幼稚園」の認知度の向上を図ること等を目的として、本要領を定める。

(シンボルマーク)

第2 シンボルマークは、別紙「「TOKYO子育て応援幼稚園」シンボルマーク仕様」に示すとおりとする。

(シンボルマークの利用の範囲)

第3 シンボルマークは、東京都のほか、次に掲げる事業等に利用することができる。

- (1) 都内区市町村や幼稚園関係団体が「TOKYO子育て応援幼稚園」のPRに係る事業等で利用する場合
- (2) 「TOKYO子育て応援幼稚園」である幼稚園が園児募集案内等で利用する場合
- (3) その他東京都が適当と認めた場合

(シンボルマークの利用制限)

第4 第3の規定にかかわらず、シンボルマークは、その利用が次のいずれかに該当する場合は、利用できない。

- (1) 「TOKYO子育て応援幼稚園」のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (3) 商品販売等の営利を目的とした利用が行われるおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められた場合
- (5) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められる場合
- (6) その他、東京都が不適当と認める場合

(利用の中止等)

第5 シンボルマークの利用が、第4のいずれかに該当すると認められるときは、知事は、シンボルマーク利用の承認（以下「利用承認」という。）後にあっても、シンボルマークを利用する者（以下「利用者」という。）に改善を指示することができる。

- 2 利用者が前項の指示に従わない場合は、知事は、利用承認を取り消し、その利用を差し止め、又は中止することができる。

3 東京都は、利用承認の取消により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第6 シンボルマークの使用料は、無償とする。

(利用承認手続)

第7 シンボルマークを利用しようとする者は、利用申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、シンボルマークの利用を承認するときは、利用承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

3 知事は、利用承認書の交付に際して必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

4 シンボルマークを利用しようとする者は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定に定める利用申請書の提出を省略できるものとする。

（1） 「TOKYO子育て応援幼稚園」の事業紹介やPR等のため、東京都の依頼に基づいて利用する場合

（2） 報道機関が報道の目的で利用する場合

（3） その他東京都が特別な理由があると認める場合

5 シンボルマークの利用期間は、1回の申請につき最大1年間とする。期間満了後に引き続き利用する場合は、再度申請しなければならない。

(利用の非独占性等)

第8 利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど独占してシンボルマークを利用する権利を付与するものではない。

2 利用者は、シンボルマークを利用する物件について商標若しくは意匠登録の出願をしてはならない。

3 利用承認は、シンボルマークを利用する物件及び活動について東京都の推奨や品質保証を行うものではない。

(利用者の責務)

第9 利用者は、信義に従い、誠実に本要領を遵守しなければならない。

2 シンボルマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合、一切の責任は利用者に帰するものとし、利用者の責任をもって解決しなければならない。

(報告及び調査)

第10 知事は、利用者に対し、利用状況等について報告を求め、又は必要な調査をすること
ができる。

(その他)

第11 本要領に定めのない事項及び本要領に関して生じた疑義については、東京都と協議す
るものとする。

附 則

この取扱要領は、平成30年8月31日から施行する。